

[埼玉県ふるさと認証食品]

ワインの認証基準

第1条 適用の範囲

この基準は、埼玉県内で生産された果実を使用して製造されたワインに適用する。

第2条 定義

この基準において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

用語	定義
ワイン	酒税法（昭和28年法律第6号）第2条に規定する酒類のうち、同法第3条第4号に掲げる「果実酒」をいう。

第3条 品質及び品質表示

ワインの品質及び品質表示の基準は、次のとおりとする。

区分		基準
品質	性状	色沢及び香味が良好で、異味異臭がないこと。
	原材料	食品添加物以外の原材料 1 埼玉県産の果実 2 砂糖、ぶどう糖又は果糖
		食品添加物
	異物	混入していないこと。
	内容量	表示内容に適合していること。
表示	表示事項及び表示禁止事項	「酒税の保全及び種類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）」「酒税法及び酒税行政関係法令等解釈通達（第8編第1章）」「地理的表示に関する表示基準（平成6年国税庁告示第9号）」「未成年者の飲酒防止に関する表示基準（平成6年国税庁告示第9号）」及び「食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）」に従うこと。また、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）や健康増進法（平成14年法律第103号）等の関連法令を遵守すること。
	特別表示事項	認証品については、「埼玉県産〇〇（使用果実）100%使用」等と表示することができる。

第4条 製造管理

- (1) 製造に当たっては、食品衛生法(昭和22年法律第233号)及び食品衛生法施行条例(平成12年埼玉県条例第22号)の遵守に努め、衛生に十分注意し、製造工程ごとに適正な管理を行うこと。
- (2) 食品衛生法施行条例で定める食品衛生責任者が1人以上いること。

第5条 認証方法

認証のための審査は、埼玉県ふるさと認証食品認証要綱に基づき行う。

第6条 技術指導等

認証を受けた製造事業者は、国、県関係機関が実施する製造技術、品質管理、衛生等に関する指導を積極的に受けるよう努めること。

附 則

この基準は平成19年4月1日から適用する。

附 則

この基準は平成20年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から適用する。